

記入例① 特別徴収継続（例：転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合）

給与支払報告書 にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書

この異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出してください。
この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。
◎税額がない方についても提出が必要です。

令和〇年〇月〇日

北谷 町長殿

給与（特別徴収義務者）
住所（居所）又は所在地 〒 904 - 0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号
フリガナ カブシキガイシャ チヤタンショウジ
名称 株式会社 北谷商事
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特別徴収義務者
指定番号 0060000001
宛名番号

連絡者
係 総務課人事係
氏名 北谷 花子
TEL 098-123-4567 (内線 100)

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

給与所得者（異動者）
フリガナ チヤタン タロウ 生年月日 平成2年1月1日
氏名 北谷 太郎
受給者番号 100
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
1月1日現在の住所 沖縄県中頭郡北谷町桑江〇番地
現住所 給与支払を受けなくなった後の住所
※1月1日の住所と異なる場合は記入してください。

(ア) 特別徴収税額（年税額） 12000 円
(イ) 徴収済税額 6 月分から 8 月分まで 3,000 円
(ウ) 未徴収税額（ア）-（イ） 9 月分から 5 月分まで 9,000 円

異動年月日 令和〇年〇月〇日
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他
異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収

月割額と徴収開始月は前勤務先が記入してください。

年税額 12,000 円で 8 月分まで徴収済、9 月分以降を新勤務先で徴収する場合

新勤務先が記入

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する

特別徴収義務者
指定番号 0060000002
所在地 沖縄県〇〇市〇〇 〇-〇
フリガナ チヤタン ジロウ
名称 北谷 次郎
個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
係 代表
氏名 北谷 次郎
TEL 090-1234-5678 (内線)

新しい勤務先へは、
月割額 1,000 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号 002
納付書の要否 (新規のみ記載) 1. 必要 2. 不要

※新勤務先の指定番号については、新規の場合未記入でかまいません。

（注意）
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

記入例② 一括徴収（例：退職時の未徴収税額を一括して徴収・納付する場合）

給与支払報告書にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出してください。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。
 ◎税額がない方についても提出が必要です。

特別徴収税額通知に記載されています。

令和〇年〇月〇日		住所(居所)又は所在地 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号		特別徴収義務者指定番号 0060000001	
フリガナ 北谷 町長殿		フリガナ カブシキガイシャ チヤタンショウジ		宛名番号	
名称 株式会社 北谷商事		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		連絡者 係 総務課人事係 氏名 北谷 花子 TEL 098-123-4567 (内線 100)	
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 12000 円		(イ) 徴収済税額 6 月分 8 月分まで 3,000 円	
フリガナ チャタン タロウ		生年月日 平成2年1月1日		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 9 月分 5 月分まで 9,000 円	
氏名 北谷 太郎		平成2年1月1日		異動年月日 令和〇年8月31日	
受給者番号 100		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	
1月1日現在の住所 沖縄県中頭郡北谷町桑江〇番地		給与支払を受けなくなった後の住所		異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	
現住所 ※1月1日の住所と異なる場合は記入してください。				Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。	

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う
 ※北谷町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
 一括徴収した税額は 9 月分まで納入する
 (10 月 10 日納入)
 徴収予定日 徴収予定額
 9 月 25 日 9,000 円

一括で徴収した税額を納付する月

- 一括徴収の場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 3. 死亡による退職であるため

- 注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収継続 (転勤・再就職)
 額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
 先へは、 円を 分(翌月10日納入期限分) 納入するよう連絡済み

新特別徴収義務者
 特別徴収義務者指定番号
 所在地
 フリガナ
 氏名
 個人番号又は法人番号
 連絡者
 氏名
 TEL (内線)
 受給者番号
 納付書の要否(新規のみ記載) 1. 必要 2. 不要

年税額 12,000 円で 8 月分まで徴収済、
 9 月分以降を一括で徴収・納付する場合

記入例③ 普通徴収（例：退職時の未徴収税額を本人が納付する場合）

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出してください。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。
◎税額がない方についても提出が必要です。

特別徴収税額通知に記載されています。

令和〇年〇月〇日		給（特別徴収義務者） 支（特別徴収義務者） 払（特別徴収義務者） 報（特別徴収義務者） 告（特別徴収義務者） 収（特別徴収義務者）		住所（居所） 又は所在地 〒 904 - 0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号		特別徴収義務者 指定番号 006000001		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
北谷 町長殿		フリガナ カブシキガイシャ チヤタンショウジ		名称 株式会社 北谷商事		宛名番号		係 総務課人事係	
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		連絡者 氏名 北谷 花子		TEL 098-123-4567 (内線 100)			
給与所得者（異動者）				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
フリガナ チャタン タロウ		生年月日 平成2年1月1日		6 月分から		9 月分から		異動年月日 令和〇年8月31日	
氏名 北谷 太郎		平成2年1月1日		8 月分まで		5 月分まで		異動の事由 1. 退職	
受給者番号 100		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		12000 円		3,000 円		異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	
1月1日現在の住所 沖縄県中頭郡北谷町桑江〇番地		給与支払を受けなくなった後の住所		12000 円		3,000 円		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。	
現住所 ※1月1日の住所と異なる場合は記入してください。				12000 円		3,000 円		7. その他 ()	

C 普通徴収
※未徴収税額を本人が納付する。

年税額 12,000 円で 8 月分まで徴収済、
9 月分以降は未徴収の場合

※北谷町より退職者本人でするので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

（ ） 月	（ ） 日 納入
徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
	円

- 一括徴収しない理由
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 3. 死亡による退職であるため
- 注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収税額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

新しい勤務先へは、
月割額 _____ 円を
_____ 月分(翌月10日納入期限分)
から徴収し、納入するよう連絡済み
です。

受給者番号 _____

必要 2. 不要

未徴収税額を一括で徴収・納付しない理由について、
当てはまるものを○で囲んでください。
※1月以降の退職は一括徴収が義務づけられています。

記入例④ 既に提出した給与支払報告書について異動が生じた場合

新年度の異動のみの場合は「2. 新年度」、両年度にまたがる場合は「3. 両年度」を○で囲んでください。
 なお、住所変更等で現年度と新年度で課税市町村が異なる場合はそれぞれの市町村に届出が必要です。

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。
 ◎税額がない方についても提出が必要です。

令和〇年〇月〇日		住所(居所)又は所在地 〒 904 - 0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号		特別徴収義務者 指定番号 0060000001	
フリガナ 北谷 町長殿		フリガナ カブシキガイシャ チャヤタンショウジ		宛名番号	
給与(特別徴収義務者)支取義務者)		名称 株式会社 北谷商事		連絡者 係 総務課人事係	
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		氏名 北谷 花子	
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額)		異動年月日 令和〇年3月31日	
フリガナ チャヤタン タロウ	生年月日 平成2年1月1日	(イ) 徴収済税額		異動の事由 1. 退職	
氏名 北谷 太郎	平成2年1月1日	月分から		異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続	
受給者番号 100		月分まで		B. 一括徴収	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		円		C. 普通徴収	
1月1日現在の住所 沖縄県中頭郡北谷町桑江〇番地	給与支払を受けなくなった後の住所	円		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。	
現住所 ※1月1日の住所と異なる場合は記入してください。		円			

C 普通徴収 ※未徴収額を本人が支払う	B 一括徴収 ※未徴収額を本人が支払う	A 特別徴収継続 (転勤・再就職) 徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
※北谷町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。		新しい勤務先へは、 月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済み です。
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。 3. 死亡による退職であるため		受給者番号 _____ 納付書の要否(新規のみ記載) 1. 必要 2. 不要

両年度にまたがる場合、現年度の異動内容については、
上記記入例①～③を参考に記入してください。

- 一括徴収の取扱いしない理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 3. 死亡による退職であるため
- 注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収義務者 個人番号 又は法人番号	係	氏名	TEL	(内線)
---------------------------	---	----	-----	------